

議案第 67 号

杉並区教育委員会会議オンライン出席取扱基準の一部改正

上記の議案を提出する。

令和6年10月30日

提出者 杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

杉並区教育委員会会議規則の規定によるオンライン出席について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により非公開とする事件を審議する場合における取扱を改める必要がある。

杉並区教育委員会会議オンライン出席取扱基準

令和3年1月13日

教育委員会決定

改正 令和6年10月 日教育委員会決定

(趣旨)

第1条 この基準は、杉並区教育委員会会議規則（昭和44年杉並区教育委員会規則第25号）第4条の2第1項の規定による教育長、委員及び職員の会議の出席（以下「オンライン出席」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(オンライン出席の手続等)

第2条 教育長は、オンライン出席をする委員又は職員（以下「委員等」という。）がいる場合においては、会議開始前に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる通信環境を確認するものとする。

2 教育長は、オンライン出席をする委員等を、前項の通信環境が確保できた場合に限り、会議に出席したものとして取り扱うものとする。

3 委員等は、第1項の通信環境を確保するように努めるものとする。

(オンライン出席の要件)

第3条 オンライン出席ができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 交通機関の途絶等により会議開催の場所までの交通手段が確保できない場合

(2) 他の業務等により遠隔地に所在する場合

(3) その他教育長が必要と認める場合

(通信環境が確保できなくなった場合の取扱い)

第4条 第2条第1項の通信環境が確保できなくなった場合は、当該議事以降は、教育長及び当該委員等は欠席したものとする。

2 教育長が、前項の規定に該当する場合は、教育長職務代理者が会議を主宰するものとする。

(会議の不成立)

第5条 前条の場合において、次に掲げる場合は、当該議事以降の会議は不成立と

なるものとする。

- (1) 教育長及び在任委員の過半数に達しなくなった場合
- (2) 教育長及び教育長職務代理者が同時に欠席した場合
- (3) 教育長及び会議に出席する職員が同時に欠席した場合
(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、オンライン出席に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この基準は、令和3年1月13日から施行する。

附 則 (令和6年10月 日教育委員会決定)

この基準は、令和6年10月30日から施行する。

杉並区教育委員会会議オンライン出席取扱基準の一部改正新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この基準は、杉並区教育委員会会議規則（昭和44年杉並区教育委員会規則第25号）第4条の2第1項の規定に<u>よる</u>教育長、委員及び職員の会議の出席（以下「オンライン出席」という。）に関し、<u>必要な事項を定めるものとする。</u> （オンライン出席の手続等） 第2条 略 2 教育長は、オンライン出席をする委員等を、前項<u>の</u>通信環境が確保できた場合に限り、会議に出席したものとして取り扱うものとする。 3 委員等は、第1項<u>の</u>通信環境を確保するように努めるものとする。 （オンライン出席の要件） 第3条 オンライン出席ができる場合は、次に掲げる場合とする。 （1）～（3） 略 （通信環境が確保できなくなった場合の取扱い） 第4条 第2条第1項<u>の</u>通信環境が確保できなくなった場合は、当該議事以降は、教育長及び当該委員等は欠席したものとする。 2 略 （会議の不成立） 第5条 前条_____の場合において、次に掲げる場合は、当該議事以降の会議は不成立となるものとする。 （1）～（3） 略	(趣旨) 第1条 この基準は、杉並区教育委員会会議規則（昭和44年杉並区教育委員会規則第25号）第4条の2第2項の規定に<u>基づき</u>、教育長、委員及び職員の会議の出席（以下「オンライン出席」という。）に関し、<u>必要な事項を定めるものとする。</u> （オンライン出席の手続等） 第2条 略 2 教育長は、オンライン出席をする委員等を、前項に規定する通信環境が確保できた場合に限り、会議に出席したものとして取り扱うものとする。 3 委員等は、第1項に規定する通信環境を確保するように努めるものとする。 （オンライン出席の要件） 第3条 オンライン出席ができる場合は、次に掲げる場合とする。 （1）～（3） 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項ただし書の規定により公開しないことと議決された事件については、委員は、オンライン出席をすることができない。</u> （通信環境が確保できなくなった場合の取扱い） 第4条 第2条第1項に規定する通信環境が確保できなくなった場合は、当該議事以降は、教育長及び当該委員等は欠席したものとする。 2 略 （会議の不成立） 第5条 第3条第2項の規定により、公開しないことと議決された事件の審議において、教育長及び在任委員の過半数に達しなくなった場合は、当該事件以降の会議は不成立となるものとする。 2 前条第1項及び第2項の場合において、次に掲げる場合は、当該議事以降の会議は不成立となるものとする。 （1）～（3） 略